

うきは市農業委員会第21回総会議事録

[開催日時] 令和元年11月11日(月)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 りり色ふるさと館二階

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転について)

議案第5号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について

(出席委員)

会長	16番	佐々木 芳幸			
会長職務代理人	15番	中村 稔			
委員	1番	赤司 正光	9番	堀江 清成	
	2番	山下 保則	10番	竹石 正芳	
	3番	吉瀬 正毅	11番	樋口 美智子	
	4番	石井 好人	12番	堀江 裕一郎	
	6番	佐藤 景一	13番	樋口 健次	
	7番	尾花 里美	14番	佐藤 春義	
	8番	梶村 輝明			

(欠席委員) 5番 山手 忠男

(農業委員会職員)

事務局長	石井 太
係長	樋口 秀夫
技師	堀江 太一

議長 本日の欠席委員は5番委員です。議事録署名人は14番と1番委員となっておりますのでお願いします。

議長 それでは議題に入りたいと思います。議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請についてを議題とします。それでは事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 この案件は分科会での現地調査は行っていませんので、担当委員の説明を求めます。

15番 先ほどの説明の通りです。この案件は以前総会に上がった案件で、当初は7区画でという事でしたが、6区画にするという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 裁決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほど事務局から説明がありましたように、柿畑の水の流れについて確認がとれているのであれば問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 場所は耳納の里の道挟んで西側になります。今まで土場として使っていたところが使えなくなったので、現在使用している土場の南と北を使いたいとの事です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 裁決に入ります。議案2-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほど事務局から説明の通りです。家は南に4m下がった所に建てて、雨水に

つきましては北側の U 字溝に流すという事です。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

7 番 先ほどの説明の通りです。現在も何も植わっておらず、自己用住宅という事で特に問題ないと思いますが、隣地承諾はどうなっているのかと思っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは事務局から隣地承諾の説明を致します。

事務局 隣地承諾の考え方は、農地同士が直接つながっている場合に承諾を得なければなりません。農地と農地の間に道や水路がある場合には承諾特にもらう必要はないと判断しています。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 家が建つという事で日が差すとか差さないとかの問題が出てくる可能性もあるわけですが、事務局はどう考えているのでしょうか？

事務局 12 番委員さんの仰るとおり説明しておく事にこしたことはありませんが、しかし強制力がないという事です。ですので事務局としては、できるだけ隣地の方に伝えておいて下さいと窓口でお願いしております。

局長 隣地承諾は法的には必ずしもとらなければならないわけではありません。しかし、後のトラブルを避けるために直接つながっている農地については承諾をもらってくださいとお願いしております。また、直接つながっていない農地につきましては口頭でもいいので、隣地の方に計画の内容を伝えてくださいと窓口でお伝えしております。

議長 他にご意見のある方はいませんか？

議長 質疑なしと認めます。

議長 裁決に入ります。

議長 議案第 2 - 2 に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可相当とします。

議長 引き続き議案 2 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 3 上程)

事務局 (議案 2 - 3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。汚水は南側の下水に雨水は北側の水路があり、そちらに排水するという事です。東・西には家が建っており、特に問題ないと思っておりますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

1 1 番 先日現地を確認しました。排水の関係が気にはなっておりましたが、先ほどの説明で納得いたしました。周りにも宅地があり、問題ないと思っておりますので皆様

のご審議をよろしく申し上げます。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 1 2 番 北側に排水路がありますが、それは隣の方が所有しているのではないのですか？
- 事務局 北側の水路は共有名義ですので、どちらも使うことができます。
- 議長 他に質問はありませんか？
- 議長 質疑なしと認めます。
- 議長 議案 2－3 に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 はい、全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案 2－4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2－4 上程)

- 事務局 (議案 2－4 説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 先日現地確認を行いました。南側に水路があり、地区に水利組合がないため区長の承諾は得ております。しかし、南側に車では入っていけない農地があり公園にするという計画もありますが、もしそこを農地のまま残すと、荒廃農地になる可能性が高いため一体的な活用を行うよう、県へ説明すべきとの意見をまとめました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の説明をお願いします。
- 7 番 先ほど事務局と分科会長の説明の通りです。南側の広場予定地につきましては滑り台などの遊具は置かないとのことでした。問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 事務局 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 1 2 番 広場の予定地に隣接している 3 筆の農地の状況はどういった状況ですか？
- 分科会長 1 筆は多少荒れていますが、野菜を少し作っているかなという感じで、後の 2 筆は水田を作ってはいますが、営農を拡大するような感じではなさそうです。
- 議長 他に質問はありませんか？
- 議長 質疑なしと認めます。
- 議長 裁決に入ります。議案 2－4 に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 はい、全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3－1 上程)

- 事務局 (議案 3－1 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員説明をお願いします。
- 1 4 番 申請地の 5 筆は現在、他の人に貸し付けていますが、解約し息子さんに贈与す

るとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案3-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-2上程)

事務局 (議案3-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

6番 場所はやまどんの付近になります。現在は荒れておりますが、しっかり整地して管理していくとのことでした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 譲受人がうきは市内に所有している農地はどの辺りですか？

事務局 市内に3筆所有しており、山北に2筆、流川に1筆です。

議長 面積が小さかったり、農地がとびとびの場合は、購入目的をはっきりさせておく必要があると思います。

議長 採決に入ります。議案3-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局 (議案3-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

13番 譲渡人の体調が良なく、離農を考えているため今回の申請に至ったとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。

議長 議案3-3に賛成の方挙手を求めます。

議長 はい、全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-4上程)

事務局 (議案3-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8番 先日、譲受人が説明に来られまして、当分の間は野菜を作るとの事でした。皆

様のご審議をよろしく申し上げます。

1 2 番 今回の譲受人は以前、浮羽町の方で農地を取得して、今回は吉井町で申請をしており、譲受理由として営農拡大ということですが、このように点々と購入することは営農拡大に繋がるのかと思ひまして。事務局としてはどのようにお考えでしょうか？

事務局 譲受人は既に申請地の隣に土地を持っており、その土地を購入する際に、今回の申請地も一緒に購入するという話ができていたみたいです。ですが、今回の申請地はすぐに転用できませんので、しばらくは野菜を作るとの事でしたので、申請を受け付けております。

議長 他に質問はありませんか？

議長 それでは採決に入ります。

議長 議案3-4に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-5上程)

事務局 (議案3-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

1 4 番 譲受人は学生ですので、しばらくはお父さんが耕作されるとの事です。そして、ゆくゆくは兼業農家としてお父さんと共に営農していくとの事でした。機構を通した売買等事業で農地を取得されるが、農振外の分については3条申請で取得となっております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 番 3条申請と売買等事業はどう分かれているのでしょうか？

事務局 売買等事業は税控除が受けれるためメリットは大きいですが、手続きに時間がかかる。又、地域の担い手を対象にしているということで、誰でも利用できるというわけではないです。

議長 採決に入ります。

議長 議案3-5に賛成の方挙手を求めます。全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (事務局説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案第4号に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで、原案通り承認とうきは市長の方に報告します。

議長 続きまして、議案第5号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備

計画の変更についてを議題とします。この議案につきましては農政係の方から説明いたします。

農政係 (農政係説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

12番 売買等事業で申請を上げたいが為に農振内にするという事は可能ですか？また、農振内に接続しなければいけないのでしょうか？

農政係 そのようなことはありません。農用区域として今後活用していただけるかどうかについては筆ごとに判断させていただいております。また、近くに農振内の農地があり今後宅地ができる可能性が低い農地は編入手続きを取らせていただいています。除外同様、下限面積はありません。

議長 他に質問はありませんか？

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。

議長 議案第5号に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、原案通りで問題ないときは市長の方に報告します。

議長 引き続き議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。説明をお願いします

農政係 (農政係説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 適正に農地を管理できていない人に更新を許可してもいいのでしょうか？

農政係 委員さん・事務局・市で協力し、農地を適正に活用するように指導していけたらと思います。

議長 他に質問はありませんか？

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。

議長 議案第6号に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、原案通りで問題ないときは市長の方に報告します。

事務局 (報告1～4説明・朗読)

